

序章

総会前提出会社数は横ばい 総論および 総会前提出の分析

総論

(1) はじめに

2023年3月期決算の有価証券報告書(以下、「有報」という)においては、企業会計基準委員会(以下、「ASBJ」という)から公表された実務対応報告42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(以下、「実務対応報告42号」という)、投資信託の会計処理および開示等について定めた改正企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下、「改正時価算定適用指針」という)が原則適用となっている。その他、実務対応報告43号「電子記録移転有価証券表示権利等の発行及び保有の

会計処理及び開示に関する取扱い」(以下、「実務対応報告43号」という)についても2023年3月期決算の有報から早期適用することが可能となっている。

また、2023年1月31日に公布された内閣府令11号「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」により「企業内容等の開示に関する内閣府令」(以下、「開示府令」という)が改正され、2023年3月期決算の有報の非財務情報において、サステナビリティに関する企業の取組みの開示や、コーポレート・ガバナンスに関する開示の改正による対応が求められている。

さらに、2020年3月期決算以降多くの会社が有報に記載を行って

いた新型コロナウイルス感染症(以下、「本感染症」という)の影響についても、2023年5月に感染症法上の位置づけが5類に移行され、本感染症の影響について有報上の記載の見直しを検討した会社も多かったものと考えられる。また、2022年2月以降のロシアによるウクライナへの軍事侵攻の影響についても、エネルギーコストや原材料価格が引き続き高騰するなど一部の業種の会社にとっては財務諸表に影響を及ぼすものと考えられ、当該影響を有報の記載においても反映することが重要な開示情報となつていふと考えられる。

本特集では、2023年3月期決算の有報を対象に、サステナビリティに関する企業の取組みの開示を
除く開示分析を実施した。なお、有

報におけるサステナビリティに関する企業の取組みの開示分析は、本誌2023年10月10日号にて掲載予定である。

また、文中意見に係る部分は、筆者らの私見であることをあらかじめお断り申し上げる。

(2) 分析対象会社

本特集の分析では、すべての有報提出会社、3月31日決算(以下、これを指して「3月期決算」という)のすべてまたは日本基準適用の有報提出会社などを母集団とするほか、分析対象となる会社が多いケースでは次の条件の「分析対象会社」(計201社)を設定し、分析を行った。

- 2023年4月1日現在、JPX 400に採用されている。
- 3月31日決算である。
- 2023年6月30日(法定提出期限)までに有報を提出している。
- 日本基準を適用している。

なお、一部の分析において「前年度の分析対象会社」との比較分析を行っており、次の条件の「前年度分析対象会社」(計198社)を設定し、比較分析を行っている。